　　桜高福発第　２２１　号

令和　６年　３月２５日

介護職員処遇改善加算算定事業者 様

桜井市高齢福祉課長

令和６年度　介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について（通知）

平素は本市の介護保険業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和６年度に介護職員等処遇改善加算等を算定される事業者様は、計画書及び届出書を提出してください。

記

１　提出書類

**※桜井市の地域密着型サービスと桜井市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号事業でそれぞれ算定される場合は、２部提出していただきますようお願いいたします。**

　＜必須＞

1. 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（総括表）【別紙様式2－1】
2. 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（個票）

令和6年4・5月分【別紙様式2－2】

1. 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（個票）

令和6年6月以降分【別紙様式2－3】

　＜任意＞

　　　◎年度内に新加算の区分変更を行う予定がある場合

・介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書（個票）【別紙様式2－4】

　　　◎賃金水準を引き下げる特別な事情がある場合

　　　　　・特別な事情に係る届出書【別紙様式5】

　　◎新規に介護職員等処遇改善加算等を算定する場合、又は加算の区分を変更する場合

　　　　　・体制等に関する届出書

　　　　　・体制状況一覧表

上記様式については、下記桜井市ホームページからダウンロードできます。

　　　桜井市ホームページ⇒組織から探す⇒福祉保健部⇒高齢福祉課⇒介護保険制度⇒令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書の提出について

裏面につづく

２　提出期限

1. 令和６年４月又は５月から加算を取得しようとする場合

→**令和６年４月１５日（月）１７時１５分まで（必着）**

1. 令和６年６月以降に加算を取得しようとする場合

→算定しようとする月の前々月の末日まで

３　提出場所

桜井市役所 高齢福祉課（郵送または持参）

４　参考資料

　　　　介護保険最新情報　Vol.1215

介護保険最新情報　Vol.1226

（担当・提出先）

〒633-8585

桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市役所 高齢福祉課

TEL：0744-42-9111

介護予防・日常生活支援総合事業担当　内線2172

地域密着型サービス担当　内線2162